

令和4年12月22日

令和4年

第12回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和4年12月22日（木曜日）午後3時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
三 留 利 夫	委 員	教育長職務代理者
弘 瀬 知江子	委 員	
高 橋 幸 子	委 員	
深 澤 佳 己	委 員	
北 内 英 章	委 員	

2 出席職員（5名）

教育総務部長		今 井 健太郎
参事（教育施設担当）		河原田 光
教育総務課長		政 木 純 也
学務課長		大 竹 豊 和
指導課長		早 川 隆 之

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 「議案審議」

第35号議案 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例原案の提出について

~~~~~

(午後3時00分開会)

○教育長

それでは、ただいまから、令和4年第12回大田区教育委員会定例会を開会いたします。  
本日は、傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。  
ご協力をよろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に弘瀬委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、私から報告をさせていただきます。

まず1点目は、12月17日土曜日に行われました、小学生駅伝大会についてです。区内の小学校60校の子どもたちが、午前の部と午後の部に分かれて、大田スタジアムで駅伝大会を行いました。

私は午前の部に参加させていただきまして、大会の様子を拝見させていただきました。当日はちょっと雨も心配されたのですが、晴天に恵まれまして、子どもたちが練習の成果を発揮して一生懸命走っている姿が大変感動的でした。

印象としては、子どもたちが元気よく力いっぱい走っている姿は、本当に良い姿だなと思いました。今年で第11回なのでありますが、大会の運営が大変スムーズに行われていたかなと思います。

このコロナ禍の中で感染の防止ということもありますけれども、30校の子どもたちが一斉に走って、たすきのバトンの受渡しだとか、そういうのもかなり混乱するのかなと思っていたのですが、非常にスムーズに転ぶ子もなく受渡しが出来ていたのかなと思います。

これは、やはり走るコースであるとか、距離であるとか、渡し方はかなり指導や運営を工夫していたのかなというふうに思います。改善を積み重ねて、十分に準備をしたという様子が分かりました。

午前の部の第1位になった田園調布小学校ですけれども、先日、体育の研究発表会に伺いました。子どもたちがコミュニケーションを図りながら目標を達成していくという取組をしていましたけれども、日頃の体育の指導が、そういうところにも生かされているのかなと思います。

駅伝大会は、規模の大きい学校のほうが、児童がたくさんいるので、その中に速いアンカーがいるのかなと思うのですが、日頃の体育学習の積み重ねが生かされているのかなと思いました。

また、走ることは健康づくりに大変役に立つ、大事なことだと思います。子どもたちが一生懸命走る駅伝ですとか、大田区は箱根駅伝も走りますし、そういうスポーツの文化が大田区内の子どもたちに広がっていくというのは大変嬉しいことだなと思いました。

いずれにしても、校長先生、体育部の先生方、指導する教員の方々、それから関係の消防署の方々も含めて、非常にご苦労いただいているのだなと思います。その成果は子どもたちの走る姿に表れているのではないかなと強く思いました。

2点目は、入新井第五小学校についてです。12月9日に研究発表会がございました。

これは、特別活動という学校の教育活動の研究発表だったのですが、主題が「豊かなかわりの中でよりよい人間関係を築き 集団や社会に貢献できる児童の育成」というものです。

学級での話し合い、学級活動を中心に行われていました。特別活動は学級活動、学校行事やクラブ活動、児童会活動だとか、子どもたちが集団の生活を続けて、連帯感を増すというような目的もあるかと思います。

大変印象に残ったのは、非常に活発な話し合いがされていたということです。話し合いの仕方というのは、経験の中で指導していくのですが、それぞれの立場、目的をしっかり踏まえ、それから方法について十分に話し合っ、きちんとした折り合いをつけるというのですかね、民主的に話し合いで決定していくというような実践がされていたと思っています。子どもたちは大変生き生きと話し合っ、自分事として決定し、行動する様子が大変印象的でした。

未来社会の中で、様々な価値観であるとか、時に対立することもあるかと思いますが、そういうものを受けて生きていく態度や技を身につけていくということを感じさせていただきました。

3点目は、ICT教育の推進について、2学期の末に小学校は大森第一小学校、大森第二小学校、中学校は大森第七中学校、志茂田中学校に伺ってきました。どの学校も昨年度よりもはるかに活用が図られているという様子がうかがえました。

ある小学校では、昨年9月に訪れたときに、ちょっと活用が十分ではないかなという課題を持ちましたけれども、1年間ですぐに組織的に活用が図られている様子が分かりました。ICT支援員が何回か講師として行って、指導・助言をしているところが見られました。

学校が先生個人に任せるのではなくて、組織的にしっかりと計画を立てて活用している

様子が、非常に活用の前進につながったと思っています。

また、中学校のほうも改善が見られたかなと思います。なかなか活用が図られないというのか、使い方についてばらつきがあった学校についても、全体で取り組む様子がよく分かりました。小中合わせて一層活用を図ればというふうに思っています。

学校の取組の中では、小中一貫教育の研究会、研修会というのもありますので、ぜひ中学校が小学校の活用の様子を見に行き、それをどう中学校でさらに伸ばしていくか、そのような取組を指導・助言していきたいと思っています。

私からの報告は以上の3点とさせていただきます。

何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

### ○三留委員

教育長の報告にもありましたが、私からも12月9日にありました、入新井第五小学校の研究発表会と、12月19日の安方中学校の指導訪問に参加しましたので、感想も交えて報告をしたいと思います。

入新井第五小学校については、教育長が言われたように、特別活動の研究発表で、主題が「豊かなかわりの中でよりよい人間関係を築き 集団や社会に貢献できる児童の育成」となっておりまして、このコロナ禍でややもすると失われがちな人間関係づくりや、集団との関わりについて取組を進めているということに注目しました。

特別活動の中で一番大切にしたのは学級活動ということでした。学級活動については、三つの内容がございます。

(1)の学級会活動、(2)の適応指導や健康安全指導、(3)のキャリア教育ですが、当日の授業もこの三つがバランスよく実施をされていました。

(1)では、多くの学級で学級会活動が行われていまして、議題に沿って子どもたちが活発に意見を交わし、司会が整理するというようなことがきちんとできていたように思います。4年2組では北海道の湧別小学校と一緒に、オンライン集会をしていました。ICTを使って、こうしたダイナミックな実践がなされるようになったと感心いたしました。

(2)では、3年1組で「いじめのないクラスに」という題材の授業がございました。学校生活で見られる、いじめに関わる四つの場面から、いじめを生まないためにどうしたら良いのかを、個人やグループで考えさせ、自分がこれからどう行動するかを決めさせていました。いじめに関わっては、道徳の授業でよく取り上げていますが、課題を示して自己決定をさせるような学級活動でも取り上げ、多様な視点から指導していくことが大切だと思いました。

(3)については、今回の学習指導要領で新しく入ったところで、キャリア教育等を扱います。昔の進路指導というよりも、生き方教育という意味合いのほうが強くなっていると思っています。

やはり、小学校の低学年から社会参画意識や働くことの意義を身につけさせ、自分の将来について考えさせていくことが必要だと思いました。

当日は1年生、3年生、6年生で、(3)の授業がありました。6年2組では、「中学校生活に向けて」という題材で、なりたい中学生像を持たせて、これから取り組むことを考えさせていました。

この入新井第五小学校の研究発表会に参加いたしまして、子どもの社会性を育み、自治的・自発的な活動を促す特別活動のこれからの学校教育における重要性を感じました。

それから、安方中学校での指導課による指導訪問では、課題として挙げられていたのが教員の指導力向上で、それに向けてよく取り組んでいたと思います。

何より感じたのは、どのクラスも生徒が大変落ち着いて授業に取り組んでいたことです。授業規律が確立されていることが、授業づくりの大切な条件であるということ改めて感じました。

安方中学校は大田区のICT推進授業モデル実証校になっておりまして、様々な活用が進められていました。ドリル的な仕様から、表現や思考のための手段として、いろいろな教育クラウドサービスの活用がなされていました。

指導訪問に同行して、ICTを活用した授業改善が、大田区では各校で進んでいるということを感じております。

#### ○教育長

ほかにご質問、ご意見はありますでしょうか。

#### ○高橋委員

参加した行事について、4点報告いたします。

1点目は、人権啓発作品展です。標語、ポスター、習字など、各校代表の作品として、全て素晴らしい作品でした。中学2年生が5人で製作したポスターの作品があったのですが、それでも、「知ろう、考えよう、行動しよう」のテーマで、「人権」の文字の中に様々な問題を切り取って貼り合わせたものでした。改めて人権を考えさせられた思いでした。作品を仕上げるまでの過程で、それぞれ思ったことなどをこれからも大切にしてもらいたいと考えます。

2点目は、徳持小学校の開校70周年記念式典です。児童による喜びの言葉は、スクリーンに合わせて担当する児童の発表があって、この先もずっと心に残るセレモニーだったと感じました。10年ごとに学校と地域の歴史を再確認し、次の時代につなげる思いを考える、改めて周年行事の大切さを確認しました。

3点目は、入新井第五小学校の研究発表会です。三留委員もおっしゃったように、4年生の湧別小学校とのオンライン交流を参観しましたが、種子島の榕城小学校とも交流があると聞いて、遠く離れた学校との交流は、ICTを活用した新しいタイプの集会で、楽しいものになってきているようです。

学級活動は、司会者を中心に様々な意見が活発に出され、話合いが進められていました。

児童会活動では6年生が中心となって、次のリーダーとなる5年生の育成がきちんと引き継がれていて、ポスターや掲示板を見ながら、多くのことを学んだり、感じたりできる取組がされています。とても豊かな学級・学校生活ができていると感じました。

4点目ですが、先ほどお話があったように、小学生の駅伝大会に行きました。午前の第1部でしたが、風もなく穏やかな天候の中、良い記録が出せたようです。

電光掲示板には、各校の選手名が表示されて、選手たちの意欲も増し、保護者の応援にもつながったように感じました。

開会式、閉会式とも皆、集中して話を聞く姿勢は、さすがに代表選手だと感心しました。外周に入るときと、戻ってきたときは順位が変わっていて、見えないところで闘う、頑張っている姿も見たいなという思いもしたところでした。

練習の成果が出せたのか、チームのために力を出せたのか、思いは様々ですが、駅伝大会への参加は、心に残るものだと考えます。多くの協力をいただいた皆様には感謝したいと思います。ありがとうございます。

#### ○教育長

ありがとうございます。  
ほかにございますか。

#### ○北内委員

私も、12月9日、入新井第五小学校の研究発表会に出席させていただきました。研究主題は、「豊かなかかわりの中でよりよい人間関係を築き 集団や社会に貢献できる児童の育成」で、新学習指導要領における特別活動の基礎・基本を再確認するということでした。子どもたちが自発的に会議を運営し、いろいろな課題に取り組んでいる様子を拝見させていただきました。

担当講師の文部科学省初等中等教育局視学官である安部恭子先生の講話では、出席された多くの先生が頷いていました。本区のモデルとして、今後、各学校で活用されていくのだろうと感じました。

次に、12月17日土曜日、第11回小学生駅伝大会の午前・午後の両部に出席させていただきました。まずもって、大会を開催してくださった教育委員会、支えてくださった先生方、校長先生、消防署、看護師の方々に感謝を申し上げます。

練習では味わえない達成感や、悔しさ、そういったものは、大会をしないと感じ得ないと思います。

実際、午前の部では、靴が脱げてしまう児童や、緊張している児童もいました。また、午後の部では、ゴール直前で二人の児童がもつれて倒れ込み、その後立ち上がってゴールしたのですが、終わってからその一人の児童がもう一人の児童に声を掛け、謝っていました。たいへん立派な対応だなと感じました。これも、大会をしないと自分の学校だけでは起こり得ないことだと思います。

また、今年度から、電光掲示板に学校名と選手名を出してくださり、感謝申し上げます。多くの保護者から、お礼の言葉をいただきました。ありがとうございました。

同じ日の夜、志茂田中学校の花火大会に出席させていただきました。おやじの会が主催し、PTAの方々もお手伝いされていました。

短い時間でしたが、子どもたちは、楽しいひと時を過ごしていました。コロナウイルス感染症対策で200名程度の生徒だけが参加し、写真を撮ったり、生徒同士、言葉を交わしたりしていました。おやじの会、PTAの方々、ありがとうございました。

最後に、12月13日火曜日の夜、高畑小学校PTA役員会に出席させていただきました。夜遅くまで、役員と係の方々、校長先生、副校長先生が児童のために議論をしてくださっていました。ありがとうございました。

○教育長

ありがとうございました。

○弘瀬委員

私も、12月17日土曜日、第11回小学生駅伝大会に午後から参加させていただきました。曇り空で雨を心配していましたが、何とか最後までもって良かったです。

北内委員がおっしゃったように、電光掲示板の表示は子どもたちの意欲にもつながりますし、保護者の方々にとっても嬉しかったのではないのでしょうか。

たすきを受け取ってから、闘志を向き出しにする男の子とか、マイペースですぐに走り出さないで、たすきの入れる場所がうまくいかない子どもとかもいましたけれども、みんなそれぞれに一生懸命に頑張っている姿に感動しました。今年は、声を出しながら応援させていただきました。これからはコロナとうまく付き合っていかななくてはいけない、そういう時代に入ってくると思います。

子どもたちが走る順番を待っている間、できれば何か着させてあげてはどうでしょうか。待っている所が日陰になっているので、子どもたちの体感温度が下がってしまうのがちょっと心配です。走り出す寸前ぐらいまでは、何か着せてあげるという配慮も検討していただきたいと思います。着る、着ないは自由にしても良いと思います。

もう一つ別件ですが、私が校医をしている大森第五小学校のグラウンドに、昔使っていたテニスの鉄柱を入れる枠が、地面から出ていました。

子どもたちがそこに足を引っ掛けてしまうと、怪我をする危険があります。まだ大きな怪我にはつながっていませんが、施設担当の職員にお願いして、それを早急に処理していただきました。大変助かりました。ありがとうございました。

○教育長

ありがとうございました。

○三留委員

今の話は、やはり各学校で点検をしてもらったほうが良いですね。

○弘瀬委員

そうですね。

○三留委員

1回の報告だけではなく、定期的な点検もやってもらうべきかと。

○教育長

どのくらい鉄柱の枠が出ていましたか。

○弘瀬委員



数ミリというか、5ミリぐらいですかね。中にはもうちょっと出ていたものもあったかもしれないです。やはり子どもたちが走ったときに引っ掛かってつまずくと危ないと思います。三留委員が言ってくださったように、毎年いろいろな学校を見回っていただければ良いと思います。

#### ○深澤委員

私は、12月11日で任期が満了いたしまして、再任をしていただきました。また4年間、よろしくお願いいたします。

その就任式で、教育長や部長にもおいでいただき、私も一言話をさせていただいたのが、平和の大切さについてです。

私の任期中にロシアがウクライナに軍事侵攻しまして、折しも今、自衛隊の反撃能力を閣議決定で認められ、防衛費を増額するというような議論がされておりました。平和の大切さというものをここ数年身近に、切実に感じるようになっております。

これからの未来を生きる子どもたちにとって平和が大切だというのは、もう何よりも重要なことですので、やはり平和教育が欠かせないものであると考えております。

それで、その平和を維持するためにどうすればよいのかということですが、防衛費の増額に限らず、どういう手段を使って平和を維持していくのかということについて、子どもたちに具体的に考えるような機会をぜひ与えてほしいと思っております。

ご列席いただいた方々からもいろいろお話をいただきまして、その中で副区長から平和に限らず、子どもたちにとってこれから環境問題も非常に重要で、区としても、これから環境問題については積極的に進めていかなければならない喫緊の問題であると認識しているというお話をいただきまして、教育委員会とも連携できる部分に関しては、連携していきたいというお話でした。そこで、環境と教育についていろいろネットでも検索してみたのですが、学習指導要領の中で環境教育の記載がありまして、社会科や理科など、具体的な科目の中で子どもたちが学んでいました。

私が目にした範囲では、日本の公害についての歴史であるとか、現状認識であるとか、そういうところを重点的に子どもたちが学んでいるようです。それも確かに大切な部分ではあるのですが、世界規模での環境破壊が起きている中で、幼いうちから事実を認識して、それに対してどのように自分が関わっていくのか、行動を取っていくべきなのかというところを、学ぶ必要があるのではないかとということを考えました。

文科省やその他の団体でいろいろなプログラムなどがあるので、区として進めていかれるということであれば、教育委員会もそれに呼応する形で、ぜひ進めていきたいと思いました。

これからまた4年間、よろしくお願いいたします。

#### ○教育長

ありがとうございました。

それでは、次の日程に移ります。日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第2は、議案審議です。本日は第35号議案のご審議をお願いします。

それでは、議案を読み上げます。

第35号議案 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例原案の提出について

以上です。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

私から、第35号議案についてご説明をさせていただきます。これについては、少し背景についてもご説明をさせていただきたいと思っております。

背景についてですけれども、令和3年5月に、個人情報保護に関する法律が改正され、これまで各地方自治体が条例で定めていた個人情報保護制度について、法律に基づく全国的な共通ルールと条例で定めるものというように二つに分かれることになりました。これは、令和5年4月1日から法が適用されるということになります。

これを受けて大田区では、現行の自治体が定める、いわゆる個人情報保護条例を廃止して、法から委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する、大田区個人情報の保護に関する法律施行条例が、制定されることになりました。

この条例につきましては、第4回区議会定例会で既に議決がされておりますので、それに基づき今回は、教育委員会に関する条例で、この個人情報保護条例というものを引用している部分を改正するというものでございます。

議案を見ていただきますと、中ほど(1)から(3)までございますが、大田区立図書館設置条例、大田区立学校校外施設設置条例、大田区いじめ防止対策推進条例につきましては、いずれも大田区個人情報保護条例を引用しているということでございますので、こちらを変えるということになります。

資料を見ていただきますと、新旧対照表を付けております。最初の大田区立図書館設置条例を例にとりましてご説明をさせていただくと、旧のところ、第6条第2項に「指定管理者は、大田区個人情報保護条例の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。」とあります。これが現行でございます。

これが改正されますと、第6条第2項をご覧いただくと「指定管理者は、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。」と、このように変える必要が出てくるということでございます。

新旧対照表をご覧いただきますと、校外施設設置条例、いじめ防止対策推進条例についても、いずれも同じ内容の改正ということになります。こちらについて、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○教育長

それでは、ただいまの説明について、ご意見・ご質問は、ございますでしょうか。

○三留委員

ただいま、教育総務課長から個人情報に関わる各条例の改正案が示されたのですが、全国共通の制度改正による文章の変更という意味合いが強いと捉えております。基本部分については、大きな変更がないということで、同意したいと思います。

○教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございますか。

(「なし」との声あり)

○教育長

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○教育長

第 35 号議案について、原案のとおり決定いたします。

それでは、これをもちまして、令和 4 年第 12 回教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。

令和4年 第12回 教育委員会 定例会 12月22日(木) 午後3:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

教育総務部長

参事（教育施設担当）

教育総務課長

教育施設担当課長

副参事（教育地域力担当）

副参事（施設調整担当）

学務課長

指導課長

指導企画担当課長

学校支援担当課長

副参事（法務担当）

教育センター所長

幼児教育センター所長

大田図書館長

<議案審議>

第35号議案 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例原案の提出  
について

令和4年12月22日

令和4年第12回教育委員会定例会日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 議案審議

第35号議案 個人情報保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例原案の提出について

## 第 35 号議案

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例  
原案の提出について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 22 日

提出者 大田区教育委員会教育長 小 黒 仁 史

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う関係条例の整理に関する条例  
次に掲げる条例の規定中「大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号）」  
を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大田区個人情報  
の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 64 号）」に改める。

- (1) 大田区立図書館設置条例（昭和 34 年条例第 18 号）第 6 条第 2 項
- (2) 大田区立学校校外施設設置条例（昭和 48 年条例第 31 号）第 6 条第 2 項
- (3) 大田区いじめ防止対策推進条例（令和 3 年条例第 18 号）第 18 条第 1 項

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正及び大田区個人情報の保護に関する法律施  
行条例の制定に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、こ  
の案を提出する。

大田区立図書館設置条例（昭和34年条例第18号）新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 旧                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○大田区立図書館設置条例<br/>昭和34年12月4日<br/>条例第18号</p> <p>第1条から第5条まで（略）</p> <p>第6条 指定管理者は、この条例、これに基づく教育委員会規則その他教育委員会が定める基準に従い、図書館の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第7条（略）</p> <p><u>付 則</u><br/><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> | <p>○大田区立図書館設置条例<br/>昭和34年12月4日<br/>条例第18号</p> <p>第1条から第5条まで（略）</p> <p>第6条 指定管理者は、この条例、これに基づく教育委員会規則その他教育委員会が定める基準に従い、図書館の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第7条（略）</p> |

大田区立学校校外施設設置条例（昭和48年条例第31号）新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○大田区立学校校外施設設置条例<br/>昭和48年6月15日<br/>条例第31号</p> <p>第1条から第5条まで（略）<br/>（指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第6条 指定管理者は、この条例、これに基づく委員会規則その他委員会が定める基準に従い、伊豆高原学園の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第7条から第22条まで（略）<br/>別表第1及び第2（略）</p> <p><u>付 則</u><br/><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> | <p>○大田区立学校校外施設設置条例<br/>昭和48年6月15日<br/>条例第31号</p> <p>第1条から第5条まで（略）<br/>（指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第6条 指定管理者は、この条例、これに基づく委員会規則その他委員会が定める基準に従い、伊豆高原学園の管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u>の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第7条から第22条まで（略）<br/>別表第1及び第2（略）</p> |



大田区いじめ防止対策推進条例（令和3年条例第18号）新旧対照表

| 新                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 旧                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○大田区いじめ防止対策推進条例<br/>令和3年3月12日<br/>条例第18号</p> <p>第1条から第17条まで（略）<br/>（個人情報の取扱い）</p> <p>第18条 区は、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）</u>の規定により、この条例の施行に当たって知り得た個人情報を保護し、及び適切に取り扱わなければならない。</p> <p>2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。</p> <p>第19条及び第20条（略）</p> <p><u>付 則</u><br/><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> | <p>○大田区いじめ防止対策推進条例<br/>令和3年3月12日<br/>条例第18号</p> <p>第1条から第17条まで（略）<br/>（個人情報の取扱い）</p> <p>第18条 区は、<u>大田区個人情報保護条例（平成10年条例第66号）</u>の規定により、この条例の施行に当たって知り得た個人情報を保護し、及び適切に取り扱わなければならない。</p> <p>2 いじめに関する通報、相談等に関係した者は、正当な理由なく、その知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。</p> <p>第19条及び第20条（略）</p> |